

平成30年3月19日

国立市議会議長 **大和 祥郎 様**

提出者 稗田 美菜子

〃 石井 めぐみ

〃 尾張 美也子

〃 藤田 貴裕

賛成者 渡辺 大祐

〃 上村 和子

〃 重松 朋宏

議案の提出について

議員提出第 1 号議案

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書（案）

2017年に発表された「ジェンダー・ギャップ指数」は、144カ国中114位と過去最低となり、その主な理由は女性の政治参画がおくれていることです。

少子高齢化、人口減少社会の中で我が国の持続的成長を実現し社会の活力を維持していくためには、国民の一人一人がその個性に応じた多様な能力を発揮できる社会を構築する必要があります。その中でも女性の能力を社会の中で生かすことは不可欠であると政府見解も示されています。

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するためには、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進については、基本原則や国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定める必要があります。

現在、超党派の国会議員で政治分野における男女共同参画について議論が提起されているところであり、地方議会だからこそ現場の声を国へと上げていかなければなりません。よって国立市議会は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の早期制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

平成30年3月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）